

被害者支援員制度実施要領の一部改正について（例規）

令和2年6月24日付け秋本務第435号

1 目的

事件発生後短期間における犯罪被害者又はその家族若しくは遺族（以下「被害者等」という。）に対する円滑な支援措置を図るため、適切な被害者支援を行う被害者支援員（以下「支援員」という。）の指定とその運用等に関して必要な事項を定め、もって被害者等の精神的な被害の回復及び軽減に努めるとともに、捜査活動への協力を確保し、効果的な被害者支援を推進することを目的とする。

2 支援員が対応する被害者等

支援員は、特定の身体犯、重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長等が必要と認める事件の被害者等について対応するものとする。

3 支援員の任務

(1) 付添い等の措置

支援活動の説明、医師の早期診察が必要な場合の病院の手配、実況見分や検証時の付添い、自宅等への送迎などを行う。

(2) ヒアリング措置

被害者等の心配事等に関する相談、捜査員による事情聴取等の必要性の説明及び被害者等からの事情聴取、被害者調書の作成又はその補助を行う。

(3) 説明

「被害者の手引」の交付、診断書料等の説明、公判までの手続等の説明、各種相談機関団体等の紹介、犯罪被害給付制度の概要の説明などを行う。

(4) その他必要な被害者支援活動

4 支援員が対応する期間

原則として、当該事件の被疑者が検挙され、起訴、不起訴等の処分が確定したときまでとする。